

〔翻 訳〕

ヨハン・ルートヴィヒ・カスペル

「棺内分娩——二年四ヶ月後の発掘—— 殺人か自殺か？」

佐 立 治 人 (訳)

訳 者 前 言

本訳文は、十九世紀中葉のドイツを代表する法医学者 Johann Ludwig Casper (1796~1864) の、*Vierteljahrsschrift für gerichtliche und öffentliche Medicin* 第10巻 (1856年) に掲載された論文 *Geburt im Sarge— Ausgrabung nach zwei und einem drittel Jahren— Mord oder Selbstmord?* を翻訳したものである。古代中国の法医学の先進性を理解するために、各国の法医学の歴史を調べていたところ、この論文が目に入った。妊婦が死後に分娩する、いわゆる棺内分娩の原因を腐敗ガスに求める説を強く支持する点で、この論文は学説史上で価値がある、と考える。他にも絞殺か縊死か、という問題を論じている。十九世紀中葉のドイツの法医学の水準を知るのに役に立つと考え、この論文を翻訳し紹介することにした。節に分けて、各節の標題をつけることは訳者が行った。なお、十九世紀のヨーロッパの法医学については、黒田啓次「十九世紀の法医学」(『犯罪学雑誌』第2巻掲載、昭和4年)、八十島信之助「19世紀初頭のフランス法医学書」(『犯罪学雑誌』第22巻第2号掲載、1956年)が参考になる。

目 次

- 一 はじめに
- 二 事件の内容
- 三 容疑者の逮捕
- 四 検死報告
- 五 事件の結末
- 六 殺人か自殺か
- 七 死体のミイラ化
- 八 棺内分娩について

一 はじめに

下記のような、多くの点で興味深く啓発的な事件をお知らせ下さったことに対して、また、その事件の取り扱いを許可して下さったことに対して、私は検事長シュヴァルク氏の御好意に感謝する。彼は調書の内容を私に伝達して下さる際、断固として「学問的関心」から目を離さなかった。この刑事事件は、読んでの通り、本誌の、医者である読者に対してのみならず、法律家である読者に対しても、少なからず重要な論題を提供するであろう。

第一に、この刑事事件は、全く外面的な検死の不十分さに対して、一つの新しい最も説得力のある警告を与える。その検死たるや、その死に対して他人に責任があるかないかの確証も推測も初めから全く存在しない変死体を対象にして、単に裁判所の職員によって、専門家の鑑定なしに行われるのである。そして、そのような検死は、周知のように、我々の間では法律上は十分なのである。なぜなら、この事件では、家畜小屋の中に掛けられている死体が発見されると、自殺であるとさっさと決めつけられ、後になって、全く疑いなく殺人であるとされたのであるが、その時には、この殺人はもはや償われることができず、主犯と推定される者は刑罰を免れ、共犯と推定される者に対しては、有罪の証拠が後から提出されることはもはや不可能であったからである。そのため、この痛ましい事件は迷宮入りし、調書はしまい込まれた！

実は偶然、一人の裁判医もまた死体の検査の場に居合わせて、しかも熱心に活動していたのである。しかしながら、検死がうわべだけに終わった責任をこの裁判医に帰するのは不公平であろう。というのは、彼は本来、職務上、この事件に全く関係していなかったからである。このような立場に置かれたからには、少なくとも、死体が発見された状況、位置等々について通知されることが、彼にとって本当に必要であった。通知されたならば、この事件では、我々はためらわずに主張するが、すべての有能な、本当に経験のある裁判医が、すぐさま、たとえ、殺人が行われたという確証は述べないとしても、少なくとも有力な疑念を述べたであろう。

その他、我々の事件は、母体の死後の分娩という、またもや発生した経験事実、これについては後で述べる、のゆえに、また、随分後になってから行われた死体の発掘、そして死体の状態の綿密な描写のゆえに興味深い。なぜなら、故人の死後の異なる時点に繰り返し発掘された死体を自ら調べた人は、いろいろな死に方、埋葬の仕方、土壌の性質等々に応じて、どんなに様々な死体変化がそこに見出だされるかを知っているからで

ある。そして彼は、好んで、また有用なので、このような何しろただ稀にしか起こらない事件の、再び目にする正確な描写を読んで、自分の知識に取り入れるであろう。

二 事件の内容

1853年7月12日の午前6時、二十三歳の未婚のヴィルヘルミーネが家畜小屋で首を吊って死んでいるのが発見された。正確に言えば、彼女は「地面に膝をついて、両腕を地面に置いて体を支えていた。」彼女は一本の普通の縄に掛かっていた。その縄は家畜小屋の一本の梁に結びつけられ、彼女の首を回って結ばれていた。縄の長さは6フィート（約2メートル）で、首側の端に一つの輪が作られていた。その輪の中にまさしく首が入っていたのであるが、その輪は首を回ってあまりにも強く引き締められていたので、故人の兄弟は、他人の助けなしには首を解き放つことができなかつたほどである。縄は、もう一方の端では、一つの結び目で梁に結びつけられていた。

死体は冷たく堅かった。その日のうちに行われた検死の際、裁判所職員は「髪の毛と眼は褐色で、口は開き、舌は揃った前歯の間にはさまれている」のを見た。縊死のしるしは、裁判所職員は続ける、「首の表面に明白に見ることができ、濃い藍色に（カスペル注。??）染められている。外傷は見つからなかった。胴体は大きくふくらんでいる。その原因は、一つには故人の妊娠にある。」故人が妊娠していたことは、そのことをよく知っている母親がすぐに認めた。「もう一つには固定した空気（カスペル注。原文のまま）にある。空気が体の中に含まれていて、ある運動によってその空気が浸出したのである。」偶然に居合わせた郡医師は次のように説明した。「そのヴィルヘルミーネは確かに妊娠七ヶ月であったであろう。そして私は、胎児は既にその夜、ヴィルヘルミーネが縊死した後まもなく死亡した、と信じる。その他の点では、私は前記の所見に賛成する。そして、なお、故人の顔がふくれあがって、縊死のしるしが喉頭の上に濃く存在し、一つの耳からもう一つの耳まで渡っていることだけを言い添えておく。私もまた遺体のどこにも外傷を見つけることができなかつた。」

この検死の結果が出た後で、そして母親が、自分はこれが殺人であるとは思わない、むしろ、正式の結婚によらない妊娠に対する恐れと恥辱感からの自殺であると信じる、と明言した後で、死体は埋葬された。調書を読むと、死体及び死体の周囲の、これほど大変注意をひく状態が、どうしてこんなに後になって話題になり、すぐさま予審判事に伝えられなかつたのか、理解できない。というのは、既に二ヶ月も経ってから、ヴィルヘルミーネの父親が登場し、殺人が彼の娘に対して行われ、しかも、彼女の情夫である

ヨハン・ケルメル（原注。仮名）によって行われた、と露骨な告発を行ったからである。父親は、告発の理由として、次のような事実を挙げた。すなわち、娘のくしが家畜小屋の前で、及び、敷きわらが彼女の髪の毛の中に見つかったこと、そして、一人の盲目の隣人が、娘が死んだ夜、助けを呼ぶ家畜小屋からの声、及び、二人の男の非常に怪しい会話を聞いたことである。さらに父親はその際、ケルメルの悪い評判、及び、彼によって妊娠させられたことに対する、父親曰わく、犯罪的な、ケルメルの脅迫にも言及した。

盲人の証言に関しては、我々は手短かに、ただ次のような事実を挙げるにとどめる。その四十八歳の男は、彼の幼時以来、盲目である。そして、彼の聴覚は彼によって特別の鋭さにまで鍛えられた。心地よい夏の夜の彼の習慣に従って、彼は問題の夜も、おそくまで寝ないでいて、編み物をしていた。その夜は「一枚の小さな葉も動かなかった。」その時、彼は、真夜中を過ぎて間もなく、デナータ（ヴィルヘルミーネを指す。佐立注）の両親の屋敷から、「こもった叫び声」を聞いた。そして、すぐその次に「家畜小屋の戸が開き、再び閉じる」のを聞いた。まもなく足音も聞こえた。そして、すぐその次に、第二の人の足音も聞こえた。その人は最初の人を急いで追っていた。最初の人がかんだ。「夜も昼も彼はここで走った。今や彼らは私を無理やりに殺そうとしている。そして命を奪おうとしている！」すぐその後に、全てが静かになった。2時ごろ、彼は再び「一人の男の人が前述の屋敷に行く」のを聞いた。そして、少し前に彼は家畜小屋から女性の声、その声は前記の声のようであった、が「助けて、イエス様！」と叫ぶのを聞いた。その叫びは三回繰り返された。彼は述べた。「私はその時、最初に一人の男の人が、そして間もなくその次に第二の男の人が、屋敷から下りてくるのを聞いた。この二人のうちの一人がもう一人に「おい、あれはとても美しく見えた。」と言った。それに対して第二の人が「さあ、彼女に首吊りさせよう。」と答えた。女性の声については、私は確実にヴィルヘルミーネ・リーゲル（カスペル注。仮名）の声であると識別した。そして男性の声については、ヨハンの声とゴットリーブ・ケルメルの声であると識別した。」同時にその証人は、夜2時に一台の馬車が村を通過して行き、その馬車はリーゲルの屋敷の前に止まった、おそらくその頃に自分は「助けて、イエス様！」という言葉聞いた、と述べた。

この馬車の御者は、後でつきとめられ、この陳述を保証した。しかし彼は、7月のどの夜に彼が村を通過して行ったか、確実に述べることはもはやできなかった。盲人の証言の価値は、彼に対して試みられた実験の結果によって、なお相当に弱められた。その実験では、数人の人が、ケルメル兄弟二人もまた、盲人の前に立ち、それらの人の声に応

じて声の主の名前を盲人が告げた。すると、その際、彼はたびたび、間違った名前を言った。この結果に対して彼は、後になってからあらたに、もし彼が違ったふるまいをするならば、彼を射殺する！ と悪い人達が脅したのだ、と申し立てた。ケルメルの子供の家族が非常に評判が悪かったのは確かである。そして、殺人で現に告発されている情夫、ヨハンは特に最も評判が悪かったのも確かである。

すべてのこのような人目を引く状況に加えて、ヴィルヘルミーネの父親のリーゲルもまた次のように証言した。すなわち、彼は、その夜、11時に、彼の娘の寝室の窓の前で、「ミーネ、ミーネ、起きろ。私はあなたに尋ねたいことがある。」と呼ぶ声を聞いた。そして、彼はそれから、話している者が、彼が知っているヨハン・ケルメルであるのを見た、というのである。ヨハンはしばしば夜間に愛人のところへ、こういう風にして現れたのである。しかし、それにもかかわらず、すべてのこれまでに集められた間接証拠は十分に有力であるとは思われなかったので、捜査は中止された。

三 容疑者の逮捕

二年三ヶ月後の1855年10月、ここベルリンで起こされた新たな告発をきっかけとして、また、ベルリンから指図された地方調査の結果、この事件は再び取り上げられた。そして、ヨハン及び彼の兄弟ゴットリーブが夜に逮捕された。ヨハンはその際、自分はしかも自分の衣服を汚した、という心配を見せた。そして、監獄に到着すると、彼はすぐに首を吊って死んだ。今や、推測される共犯者として、行われたと推測される殺人で訴追されなければならないのは、ただゴットリーブだけになった。実際に犯罪が起きたことは、しかし、ますます疑いがなくなった。私はこの点に関して、ベルリンの刑事捜査の詳細な、鋭い洞察力でもって書かれた報告から、しかも、学問的な重要性を持ち得ない主観的な事実に関係する全てを捨てて、ただ重要な客観的な間接証拠だけを挙げたい。それらの間接証拠は決定的に、殺人の事実を証明し、自殺を否定した。

ヴィルヘルミーネが自殺したことについては、彼女の恋愛関係が証拠とされたが、最も価値が低い根拠すら存在しなかった。彼女の死体は完全であって、彼女がその晩、死の前に着ていたのと同じ衣服を着ていた。死体を洗った際、全くほさほさの髪の毛に松の針がたくさん混じっており、頭巾が牛糞で汚れているのが見出された。他には、くしがなくなっていた。従って、デナータは、彼女の死の前に、地面に、しかも、松の針と牛糞とがあった、ある場所に横たわっていたに違いないことが、承認されなければならない。問題の家畜小屋はわらが散布されていたが、家畜小屋の前、庭の中に松の

針の堆積があった。そして、ここで、ある女性の証人が失くなくなっていたくしを見つけた！ 死体は、運び出される時、この場所を全く通らなかったのも、ヴィルヘルミーネは、死ぬ前に、この場所で、地面の上に横たわっていたに違いない。

ところで、この地方の女性は、くしの上に頭巾をかぶり、それによって、くしを固定するので、たとい、ある女性が地面の上に横になって、頭でもって異常な運動をしたとしても、くしはなくなり得ない。従って、くしの状態は、行われた格闘をこの場所に結びつけさせた。その上、番犬がその夜たくさん吠えた、という事実があり、そこから、屋敷によその人達が居たことが推論された。次のような状況もまた非常に目立っていたに違いない。すなわち、ヴィルヘルミーネのスリッパが、彼女の死体から二歩離れた所、家畜小屋の壁ぎわに置かれているのが見つかった。

これらのすべてが、ケルメル兄弟に罪があるのではないかと疑う根拠となった。この根拠については、我々はしかし、上に挙げた根拠の他には、そして残りのすべてを捨てて、ただ次に述べることだけを挙げるにとどめたい。縄の結び目の中に、大工がよく作っている結び目を一つ識別した、と人々は信じた。そして、ゴットリーブ・ケルメルは、彼の生涯の早い時期に、しばらくの間、大工であった。後で召喚されて、裁判所の部屋で、一本の角材を一本の縄で部屋の天井の梁に掛けるために、ゴットリーブは一つの結び目を作ったのであるが、その結び目は、被害者の首を締めるのに使われた縄の問題の結び目と全く同じであると鑑定された。

四 検死報告

このような状況であるから、死体の発掘が命じられた。発掘は、1855年11月23日、すなわちデナータの死から二年四ヶ月後に、代理の郡医師クレチュケ博士及び郡外科医シューマン氏の臨場の下にベースコウ市で行われ、この二人が死体の検査を担当した。これらの専門家による非常に注意深い、行き届いた報告は、啓発的で非常に興味深い公文書である。そして我々は、この公文書の主要な部分を以下に掲げる。

「1、棺及び死体の状態については、それらが約二年半埋まっていた土は、消石灰のたくさんのかたまりが混ざった乾いた砂から成っているが、この土は次のような、それ自体稀な結果をもたらした。すなわち、棺は、木材もまだ丈夫であったし、棺の黒い色も、ふち飾りの青い細板とともに保たれていた。そしてまた、死体は部分的に、ミイラ化の最終段階にあるのが見出だされた。ただ、頭部の柔らかい部分は消滅し、眼窩は空になり、鼻は落ち、額、頬骨、顎は肉を失っていた。髪の毛は、その本来の色を保ってお

り、頭皮の腐敗の後で、何かべとべとする塊で押さえられて、頭蓋骨に接着していたので、簡単にそぎ落とすことができた。衣類は、くつ及びくし以外は朽ちてなくなっていた。死体は、従って全くむき出しで、黒い色をして、しかし完全な形を保って横たわっていた。

頭部とは異なり、残りの体はミイラ化していた。表面は、さわると堅く、指で圧してもひっこまなかった。メスで切って、上の堅い層を貫通すると、半分ひからびたきのこの塊を切るようであった。首の柔かい部分は、約2ライン（1ラインは12分の1インチ。約2ミリ。）の厚さのただ一つの層を示した。その層は簡単に椎体から取り去ることができた。そして骨を完全に見せた。胸部は少しだけ突起しており、下腹部は、起こった分娩の結果、仙骨の上に、仙骨は下腹部を通して識別し得た、そして仙骨の下部で深く骨盤の中に沈んでいた。恥丘、両腕、そして両脚は、それらの本来の大きさをかろうじて保っていた。」

「2、続いて体腔の切開。頭蓋腔の切開は必要であるとは思われなかった。というのは、頭部は簡単に胴から解き離された。そして、後頭部の穴から、くずれた脳髓の小さな残りが、凝固した乳脂のような状態で、出てきただけであった。この穴を洗浄した後、頭蓋骨の内面を見ることができたのである。胸腔もまた、肺の残りである一つの黒いべとべとする塊、及び形が失われた第二の塊を示しただけであった。肺の残りは胸腔内の背面に載っていた。第二の塊は、長さ及び形から、心臓であると識別できた。腹腔は、便を含んでいることからそれとわかった大腸の若干の部分のほかは、臓器の残りは何も含んでいなかった。子宮を含めた下腹部の臓器の消滅は、奇異なことではなかった。というのは、臓器の豊富な血液や体液が、臓器をすみやかに腐敗に導くからである。そしておそらくその結果、胎児のどのような痕跡もまた、下腹部の中に存在しなかったのである。

供述によれば、リーゲル（ヴィルヘルミーネを指す。佐立注）は妊娠七ヶ月であった。そして、彼女の分娩は、自然な方法でも人工的な方法でも起こらなかった。七ヶ月の胎児は完成した骨格を持つ。その骨格は、腐敗が始まって二年目を過ぎても、母親の死体の状態の下で、少ししか破壊され得なかった。それ故に、死体を棺に横たえた後に子宮が胎児を排出した、という仮定だけが残った。そして、この仮定は自らの正しさを示した。というのは、調査したところ、腐敗物とかんなくずの中に、死体のふとももの間に、即ち陰部の出入口の前に、胎児の骨格に属する数個の骨を見つけ出すことができたからである。これらの骨については後で論じるであろう。」

「3、次のような疑問が提出された。即ち、胎児は実際に、棺が土中に埋められた後ではじめて産まれたのであろうか。それとも分娩はより早く起こり、親族が胎児を棺内に置いたのであろうか。我々がこのうちの第二の場合を受け入れるならば、その時は次のような事実であったことになる。即ち、分娩は、母親の死から比較的長い時間が経った後に自然の力によって起こった、しかも、その分娩は、死体が朝早くに発見されてから、X博士によって午後4時に行われた公の検死の後ではじめて起こったのである。この事実はそこからただ次のような疑問に還元される。即ち、親族は、娘が分娩したことを埋葬の前に気づいた時、そのことを秘密にしなければならない理由があったのであろうか、それともなかったのであろうか。

妊婦が死んでから比較的長い時間が経った後で分娩が起こる事件は稀である。そこで法律は、妊娠四ヶ月以上の妊婦が死ぬとただちに帝王切開を行って分娩させることを規定している。しかし、この地方では、医者が近くにいないことや、死体にこのような外科手術を行わせるのを親族が嫌悪することが、法律の効力を妨げている。ここでは棺内で分娩が起こると、その分娩は親族によって秘密にされる。というのは、親族にとって、長期に渡る取り調べや尋問よりも恐れるものはないからである。死産した子供はそこで母親の腕の中に場所を与えられ、棺が閉じられる。母親のふとももの間もしくは下に子供を隠すことは、親族を目的に導かなかつたであろう。というのは、沈下した下腹部が成り行きを示したからである。

これこそが、おそらく、科学が独力でこの事実（棺内分娩現象を指す。佐立注）を今まで把握できなかった理由であり、また、そのような分娩が起こる条件も時間も解明できなかった理由である。少なくとも私は今までに、古い業績の中にも新しい業績の中にも、そのような分娩について、最も取るに足らない研究さえ見出だしたことがない。

当面の事件では、しかし、両親にとっては、すべてのこれらの動機が欠落していた。むしろ両親は、娘の死に対する彼女自身の潔白さを確信しており、したがって、取り調べの最中に、裁判官に対して何も秘密にしない十分な理由を持っていた。更に言えば、もし子供が母親のふとももの上に置かれていたとすると、完全な骨格もしくは子供のミイラがふとももの上に見出だされたはずである。ふとももの間には子供が入る余地がなかった。というのは、ふともものはまっすぐに伸ばされ、両足は互いに接して、従ってわずかに1、2インチの空間が残るだけであったからである。ふとももの下には子供のためにあらかじめ一つの空間が用意されなければならなかった。そうすれば、その空間に完全な骨格さえも見出だされたであろう。

かくして、ただ次のような仮定だけが、より真実らしいこととして認められて、残る。すなわち、胎児は棺が埋められた後で子宮から排出され、陰部の前に横たわっていた、というものである。その際、胎児の一部、下肢が、放出する筋肉を持たない腔の中に横たわっていた、という可能性は証明されないままである。というのは、体の中で最も大きい部分である下肢の骨が見出だされず、そして、ふとももの下の空間は、一人の子供がまるごと入るには狭すぎたに違いないからである。」

「4、見出だされた骨は、正確な測定に委ねられた。そして、その大きさについて、カンツレルがまとめた未熟の胎児及び発育した胎児の骨の大きさについての報告（原注。『カスベル編集の法医学季刊誌』第5巻、206頁以下。）と比較された。その結果は表の通りである。（Vierteljahrsschrift für gerichtliche und öffentliche Medicin V 所載のKanzler 論文の表に従って改めた箇所がある。佐立注）

表（単位はライン。佐立注）

I. 見出だされた骨

II. 胎児の同じ骨

			六ヶ月		七ヶ月	
	長さ	幅	長さ	幅	長さ	幅
1. 鎖骨	14		14		16	
2. 右肩甲骨	11	8	10	6~7	12	9
3. 両下顎	14.5		14		16	
4. 両上腕	18	15	16		20~22	
5. 額骨	18		18		18	18
6. 頭頂骨	16	18	21	24		

最後のもの（頭頂骨を指す。佐立注）は毀損し、非常にひからびていた。肋骨については、一つ一つの肋骨が何番目のものかを定めることができなかった。というのは、肋骨は全部は見出だされなかったので、肋骨の数に従って、肋骨の増大する長さの順に定位されることができなかったからである。掲げられた表から、見出だされた胎児は、ほとんど七ヶ月を満了した齢であった、という事実が今や明らかである。」

五 事件の結末

剖検医両氏は、彼らの報告の中で、裁判官のために今やさらに、今回の死体解剖から、デナータの死に方についてのどんな推論ももはや引き出すことができなかったこと、そしてそれはどうしてなのかということ、特に、強制的な方法で死が起こったのかどうか、

そうだとすれば、おそらくどの医術専門家も両氏に反対しないであろうところのどのような強制的な方法で死が起こったのかを確定することができない、ということを詳しく説明した。

この注目すべき犯罪事件で裁判医及び法医学的関心を触発する事情に関する限り、我々はただなお、検事局が、行われた捜査の後で、ヴィルヘルミーネに対してしかもヨハン・ケルメルによって殺人が行われたことを認めるのをためらわなかった、ということだけを挙げただけである。それにもかかわらず、ヨハンの共犯で兄弟であるゴットリーブについて言えば、非常に慎重に行われた五ヶ月に渡る予審の後、彼に対する、彼が共犯であるとする告発を提起するための十分な根拠が成立しなかった。そして、それゆえに、さらなる訴訟手続の取りやめが提案された。その取りやめは裁判官によって命じられた。ゴットリーブは、最後まで自分の完全な無罪を強情に主張し、それどころか、このような犯罪に関するあらゆる科学的知見を否定した。彼は百二十七日間の拘留の後に釈放され、調書はしまい込まれた。

六 殺人か自殺か

我々は、事件の事実報告になおいくつかの所見を添えざるを得ない。その所見を獲るきっかけを我々に与えるのは事件そのものである。まず、我々は繰り返すが、死体が発見された際、ヴィルヘルミーネに対して犯罪が行われたのではないかと疑わせる有力な根拠がすぐに成立しなかった、ということが、経験のある予審判事と熟練した裁判医とのすべてに、釈然としない思いを抱かせるであろう。我々はここで、三つのそれ自体ともかくも重要な事情を全く度外視する。

すなわち、第一に、殺された人の母親が、死体の本人確認のために呼び出されて検死の場にいた時に、第三者が娘の死に対して責任があるとは自分は思わない、と明言した、という事情を度外視する。なぜなら、素朴な農婦のこの単なる予想に対して、事実の所見は比べものにならないほど重要でなければならぬからである。全く一人で生活していたか、要するにそのような孤独な状況にあった人間の死体が発見され、しかも、その死に方についての推測だけでも述べることもできる目撃者が一人もいない、という、かの多数の、我々自身によっても大変たびたび観察される事件においては、事実の所見だけが、確かに、死に対する他人の責任について、状態から見て真実らしいこと、もしくは確証それ自体ではなくても、さしあたりの指示を与えてくれるに違いない。

第二に我々は、確かに非常に目立つ、上に記述された、死体が発見された状態を度外

視する。そしてその状態は、自分で首を吊っているのが発見される普通の状態では全くなかったのである。しかしながら経験は、疑いなく自殺であることがわかる多くの事件で、最も異常な姿勢や位置で首を吊っていることを認識するよう教えた。ゆえに、ここで当面しているような、自殺の可能性が除外されずに残る姿勢はそれ自体、自殺ではないと結論する根拠を与えない。

第三に我々は、家畜小屋の前にあったデナータのくし、及び死体から遠く離れて、家畜小屋の板仕切りのそばにあった彼女のスリッパという重要な所見をやむを得ず度外視しなければならない。なぜなら、これらの事実は、後で予審の時にはじめて知るところとなったのであり、検死の時にはまだ少しも知るところとなっていなかったからである。

しかしながら、我々は問う、いかにして人は、死体のぼさぼさの髪、吊られている人の頭が地面に触れていなかったのに、その髪の中にあつた敷きわら、そして、後頭部を覆っていた布が糞で汚れていたことを全く顧みないことができようか。そして、このような所見は、自殺ただけであるという母親の信念と調和することができるであろうか。さらに調書に従って、ヴィルヘルミーネが、しかも何度も「助けて、イエス様！」と、攻撃が行われたかのように叫んだことを、確定した事実として受け入れなければならない。それゆえに彼女は目ざめており、正気であった。

すべてを聞き知った後では、彼女は力の限り攻撃を防いだ、という推測が心に浮かんでくる。そして、もし、医者による彼女の身体の正確な検死の際、特に両手、顔及び首について、そのような抵抗の有力な痕跡、そして、掻き裂いたり、皮膚に掻き傷を負わせたり、皮下出血させたり等々する格闘が行われた有力な痕跡が、たとえ少しだけでも見出だされなかったとすれば、それは驚くべきことであつたであろう。

我々はさらに首の絞痕について述べる。絞痕は、検死記録の中で、一人の素人である司法調査官によって、「はっきりと首に見ることができる。そして濃い藍色になっている。」と描写されている。この描写から推測できるように、これは疑いなく、少しも完全に連続していない絞痕であつた。このことを我々は、非常にたくさんの縄痕の観察に支えられて、全くためらうことなく主張する。なぜなら、もし、一つの縄痕の中に、ただ二、三の「濃い藍色の」、即ち実際に血のにじんだ箇所を見出だすことが、確かに、非常に稀なことに属するならば、絞殺された人または縊死者の首に一つの全体が「濃い藍色の」条溝は、縄でどんなに堅く首の回りを縛ることによつても、決して現れない。偶然に居合わせた裁判医はなお、条溝は喉頭の上に濃く存在し、一つの耳からもう一つの耳まで続いていた、とつけ加えた。

被害者は、まず首を絞められ、そして既に死んでから吊るされたのであろうか、それとも被害者は、無理やりに生きてまま縄に掛けられたのであろうか。もし、絞痕の中に、ただ二、三の「濃い藍色の」、即ち縄が皮膚に食い込むことによって、または皮下出血によって生じた、変色した箇所が見出だされたならば、これは明らかに、ヴィルヘルミーネは、縄に掛けられた時、まだ生きていたという証拠とみなすべきである。しかし、推測できるように、通常の、濁った、青味と赤味とを帯びた変色がここでも存在し、そして「濃い藍色」と表記されたのでさえあれば、縄痕のそのような状態（原注。一つの耳からもう一つの耳までそれが続いているような。）は、訪れたばかりの死のすぐ後で吊られたという推論の正しさを証明するときと同じ程度の確信とともに、生存中に吊られて殺されたという推論の正しさを証明するであろう。そのことは、我々自身の諸実験（原注。「医用統計について考察すべきこと」）及び、司法解剖台でのその後の諸観察が、つい先頃、ここベルリンで審理された最近の殺人事件のうち的一件において、証明したのである。その事件では、殺人者は彼の犠牲者をまず失神させてから窒息させ、そしてその直後にドアのハンドルに掛けたのである。

正式な結婚によらないデナータの妊娠が、彼女の立場から、そしてそれ自体、殺人であるか、それとも自殺であるかの同じくらい強い推測を根拠づけることができるのは言うまでもない。

七 死体のミイラ化

既に先に緒言ではのめかされたように、およそ三年半後に死体の発掘が行われたために、この事件は一つの別の興味深い点を示す。死体の外観の正確な描写から、死体はミイラ化した状態にあったことが見て取られた。この状態は、当面の事件の状況の下でも、例えば先行する砒素中毒と結びつけることが全くできないことは言うまでもない。なぜなら、この事件もまた次のような、既に別の諸観察（原注。後の216頁をも参照せよ。）（本論文と同じ巻に掲載されている Gossow の「ヒヨスの種による中毒」論文を指す。佐立注）及び、特にしばしば、我々自身によって、死後長い時間が経ってから掘り出された死体が証明した事柄を裏づけるからである。すなわち、埋葬された死体のミイラ化は、様々な、まさにまだ詳しくは知られていない状況の下で、それぞれに大変異なる死に方に応じて起こり、それゆえに、この独特の変化はそれ自体、主張されたように、決して、亜砒酸中毒による死という推論の正しさを証明しないのである。

我々自身の経験に属する最近のこのような事件は一人の幼い男児に関係した。その男

児は、全く元気に庭で遊んでいたところ、車庫の出入り口の扉が倒れてきて死亡した。そして、その男児の掘り出された死体について我々は、頭蓋骨が完全に粉碎されているのを死因として見出だした。男児の死体の全体は、上に剖検医両氏によってヴィルヘルミーネの死体が描写されているのと完全に同じ性質を有していた。

八 棺内分娩について

最後に、この当面の事件は、死後分娩の現象がまたもや観察されたために、きわめて興味深い点を示す。周知のように、この現象については二つの説明が提出されている。その一つに拠れば、子宮自体がその特別の活動によって、しかも妊娠した人の死後もなお、胎児を外に出す力を持っている、というのである。もし、このような生理学の主張がそれ自体、まずほとんど証明されることができないのであれば、胎児の排出が、ほぼすぐにではなく、むしろ死後数日経ってはじめて、あるいはもっと遅く起こった事件について説明するには、このような主張は全く、そして疑いなく、決して十分ではないであろう。なぜなら、このような主張を擁護する者は、子宮を死体の中で、なにしろまずそれほど長くは生き続けさせられないであろうから！*Ephemerid. natur. curios. Dec. 2. ann. 3. observ. 318* は、死後三日目に起こった分娩について報じている。同じく *Dec. 2. ann. 4. obs. 42* は、死後二日目に起こった分娩について、同じく *Dec. 3. ann. 3. obs. 44* は、死後三日目に起こった分娩について報じている。クローゼ（原注。System 348頁）（Klose の *System der gerichtlichen Physik* を指す。佐立注）は、ある妊婦について報告している。彼女は、熱病が原因で死亡した後、わらの上に横たえられた。そしてその場所で彼女の夫は、妻の死後三日目に、子供が母親の膣の入り口の前で、まだ母体と結合しているのを発見したのである。

我々の当面の事件について突きとめられたすべての事柄に従えば、そして特に、既に剖検報告の中で指摘されている事柄に従えば、ここでもまた胎児の排出は、死後、時間が経ってはじめて、そして最もありそうなことは、棺が既に埋められた後にはじめて起こった、ということをもまず疑うことはできない。

すべてのこのような事件に対しては、ただ、提出された第二の仮説が説明として残っているだけである。すなわち、腐敗ガスが、死んで抵抗力のない子宮への圧力によって、分娩を助ける動因を与える、という仮説である。そしてこの説明は、まさしくこの我々の事件の中に、かなり役に立つ支えを見出だす。なぜなら我々は、最初の検死の際、「固定した空気」によって強くふくらまされた下腹部について、明確に言及がなされて

いるのを見たからである。そして、この空気が「ある運動によって出てきた」状態は、もちろん、非常に多量の腸ガスを推論させるからである。それに対して、後に剖検医の両氏が、掘り出された死体について、今や胎児とガスが腹腔から抜けた後で、下腹部が非常に深く沈んでいるのを見出だしたからである。

死後分娩に関する諸観察は、なにしろまだ稀にしか世に知られていない（原注①）。当面の事件のような諸事件に従えば、次のような主張を退けることはできない。すなわち、死後分娩の事件は、特に密かに妊娠していて亡くなった人について、おそらく自然にたびたび発生しているかもしれない。そして、たくさんの事を覆い隠す墓が、これらの地下の分娩をも観察から逃れさせているだけである。

原注① 次の文献を参照せよ。Henke's Zeitschrift für Staatsarzneikunde 第12巻所載のKlaatsch 論文23頁。Meissner の Forschungen u. s. w. の第1巻334頁及び第4巻273頁。Siebenhaar の Handbuch d. g. Arzk. 第1巻542頁。Krügelstein の Promptuarium 第2巻、死後分娩の項。ここには多くのより古い参考書目が挙げられている。